

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【事業年度】	第24期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社アールテック・ウエノ
【英訳名】	R-TECH UENO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真島 行彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月	第20期 平成21年3月	第21期 平成22年3月	第22期 平成23年3月	第23期 平成24年3月	第24期 平成25年3月
売上高 (千円)	5,993,699	4,162,528	4,204,812	4,053,120	4,552,641
経常利益 (千円)	1,431,952	732,768	1,006,919	1,073,341	890,373
当期純利益 (千円)	936,123	666,782	1,248,187	680,296	561,943
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	653,987	653,987	653,987	653,987	654,251
発行済株式総数 (株)	49,222	98,444	98,444	98,444	96,452
純資産額 (千円)	6,210,515	6,159,059	7,235,551	8,095,093	8,191,373
総資産額 (千円)	7,843,510	7,043,482	8,493,468	9,329,788	9,919,740
1株当たり純資産額 (円)	126,173.58	62,564.09	73,499.16	82,230.44	84,665.65
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	6,500 (-)	2,000 (-)	3,000 (-)	3,000 (-)	3,000 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	19,049.36	6,773.22	12,679.16	6,910.50	5,746.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	18,935.30	-	-	6,894.25	5,716.21
自己資本比率 (%)	79.2	87.4	85.2	86.6	82.3
自己資本利益率 (%)	16.5	10.8	18.6	8.9	6.9
株価収益率 (倍)	10.1	9.7	7.9	12.8	47.5
配当性向 (%)	34.1	29.5	23.7	43.4	52.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	295,227	1,369,225	1,819,196	814,743	267,382
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	481,238	261,934	2,756,972	746,707	197,572
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	434,293	822,722	200,202	299,064	240,161
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,387,277	3,196,116	2,041,343	1,809,668	1,719,686
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	86 〔14〕	67 〔10〕	70 〔5〕	73 〔5〕	74 〔-〕

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 当社は、平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

5 第20期までの1株当たり純資産、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成21年10月1日を効力発生日とした株式分割を考慮しておりません。

6 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

7 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2【沿革】

当社は、平成元年9月大阪府大阪市において医薬品の製造販売、研究開発を主たる事業目的として設立されました。

年月	概要
平成元年9月	大阪府大阪市に医薬品の製造販売、研究開発を主たる事業目的として、資本金10百万円にて設立
平成13年4月	本社を兵庫県三田市へ移転
平成13年4月	上野製薬株式会社よりレスキュラ®点眼液の製造販売業務を承継
平成13年7月	株式会社上野新薬開発の株式を取得し、子会社化

年月	概要
平成14年9月	大阪府大阪市に子会社、株式会社スキャンポファーマを設立
平成15年6月	レスキュラ®点眼液のプロモーション活動のため医薬品事業部（現 学術企画部）を設置
平成15年9月	株式会社スキャンポファーマ株式の過半数をS&R Technology Holdings, LLCへ売却し、非子会社化
平成16年9月	本社を東京都千代田区へ移転
平成16年10月	レスキュラ®点眼液の販売委託契約を参天製薬株式会社と締結
平成16年10月	武田薬品工業株式会社及びSucampo Pharmaceuticals, Inc.（以下SPI社）との間で、AMITIZA®カプセルに係る米国・カナダにおける製造供給契約を締結
平成17年4月	トランスレーショナルリサーチ推進室（現 研究開発本部）を設置し、新薬の自社開発活動を開始
平成17年9月	三田工場が米国食品医薬品局（FDA）より、AMITIZA®製造工場の認可を取得
平成18年2月	AMITIZA®カプセル商業製造開始
平成19年4月	株式会社上野新薬開発を吸収合併
平成20年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」（現 大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））市場に上場
平成20年10月	三田工場が英国医薬品庁（MHRA）より、AMITIZA®製造工場の認可を取得
平成21年4月	Sucampo Pharma Americas, Inc.（以下SPA社）との間で、ウノプロストン（レスキュラ®点眼液）の米国およびカナダにおける緑内障及び高眼圧症の販売承認及び販売権の譲渡、関連特許のライセンス、並びに同製品の独占的な製造供給契約を締結
平成22年5月	レスキュラ®点眼液の製造に係る米国医薬品局（FDA）の許可を取得
平成23年3月	Sucampo Manufacturing and Research AG（現 Sucampo, AG 以下SAG社）との間で、ウノプロストン（レスキュラ®点眼液）の全世界（日本、中国、台湾、韓国及び北米地域を除く）における開発、製造及び商業化権のライセンス契約を締結
平成23年4月	兵庫県神戸市に神戸研究所を新設

（注）AMITIZA®は、SPA社が所有する米国における登録商標です。

3【事業の内容】

当社は、医師の目線で医薬品販売・開発を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社を目指しており、新規医薬品の研究開発事業、医薬品の製造・販売事業、医薬品開発支援及び受託製造サービス事業を主たる事業としております。

(1) 新規医薬品の研究開発事業

当社は、医師の目線で医薬品の開発を行う分野特化型（眼科・皮膚科）の医薬品会社を目指しており、医師でもある代表取締役社長の真島行彦を中心に、アンメット・メディカル・ニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）領域、オーファンドラッグ（希少疾病医薬品）領域、アンチエイジング（生活改善薬）領域の開発に注力しております。

(2) 医薬品の製造・販売事業

当社の主力商品であるレスキュラ®点眼液は、緑内障・高眼圧症治療薬として平成6年に厚生省（現厚生労働省）より、製造販売承認を取得しました。レスキュラ®点眼液は、眼局所及び全身性の副作用が少なく、1日2回投与で安定した眼圧下降作用をもたらし、また視神経保護作用と眼血流増加の作用メカニズムにより、緑内障（正常眼圧緑内障を含む）及び高眼圧症患者の視野を長期的に維持する優れた治療効果を有しています。

日本においては、平成16年10月より、眼科領域での豊富な実績と経験を有する参天製薬株式会社を通じて医療機関へお届けしております。米国及びカナダ地域については、平成21年4月にSPA社とのライセンス及び製造供給契約を締結しました。韓国においては東亜製薬株式会社、台湾においては台湾アステラスで販売をおこなっております（平成22年4月1日以降）。また、その他の地域については、平成23年3月にSAG社へ開発、製造及び商業化権のライセンス譲渡を行っております。

(3) 医薬品開発支援及び受託製造サービス事業

AMITIZA®カプセルは、SPA社が開発し、平成18年1月に慢性特発性便秘症、平成20年4月に便秘型過敏性腸症候群について米国食品医薬品局（FDA）から販売承認を取得しております。当社は、SPA社よりAMITIZA®カプセルの独占的製造権を取得し、当該権利に基づき、米国及びカナダでの同製品の販売権を有する武田薬品工業株式会社へ製品供給をおこなっております。なお、AMITIZA®カプセルは、イオンチャンネルオープナーとして作用し、処方上の使用制限も少ないという優れた特性と効能を有しております。

4【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千USD)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他関係会社) S&R Technology Holdings, LLC	米国メリーランド州	11,618	資産管理	被所有 33.94	なし

(注) S&R Technology Holdings, LLCは創業者の上野隆司氏、久能祐子氏の財産管理会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
74〔-〕名	41.2歳	6年3ヶ月	6,312,336円

- (注) 1 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、欧州政府債務問題及び新興国の成長減速等により先行きの不透明感が強いまま推移いたしました。年末以降は、新政権の経済政策に反応した円安基調や株価上昇等経済動向に変化の兆しが見え始めております。

医薬品業界におきましては、後発品の普及促進、長期収載品の薬価引き下げ等の医療費抑制政策により引き続き厳しい状況にあり、新薬開発が一層重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は製品価値の最大化に向けた販路の再構築や眼科・皮膚科領域における新薬の創出を目指し、積極的に事業活動に取り組みました。

当事業年度の売上高は、北米向けレスキュラ®点眼液の初期出荷や日本向けAMITIZA®カプセルの販売が好調に推移したこと等により、4,552百万円（前期比12.3%増）となりました。

利益面におきましては、前期と比べ増収となったものの、ロイヤリティー収入の減少に伴う売上総利益率の低下（前期と比べ4.8ポイント減）及び網膜色素変性治療薬（当社開発コード：UF-021）の第3相臨床試験開始等に伴う研究開発費の増加（前期比39.5%増）により、営業利益は784百万円（同26.2%減）となりました。また、昨今の円安に伴い193百万円の為替差益が発生したことにより、経常利益は890百万円（同17.0%減）、当期純利益は561百万円（同17.4%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

（レスキュラ®点眼液）

当事業年度におけるレスキュラ®点眼液の売上高は1,811百万円（前期比6.8%減）となりました。地域別の概要につきましては以下のとおりであります。

< 日本市場 >

当社の主力商品であるレスキュラ®点眼液は、製品価値の最大化に向け、販売先との共同プロモーションに注力し、次の施策を行っております。

緑内障の早期発見を目指して眼科医を対象に眼底読影勉強会を積極的に開催するとともに、製品説明会等を通じ、レスキュラ®点眼液の販売促進活動を行う

学会セミナーの開催や講演会記録集等の作成により製品特性等の情報提供を活発に行い、レスキュラ®点眼液の認知度向上・普及促進活動に取り組む

上記の施策により、処方数の減少幅は前年に比べ小さくなっているものの、ロイヤリティー収入の減少や薬価改定の影響を受け、当事業年度の売上高は1,347百万円（同20.6%減）となりました。

< 北米市場 >

Sucampo AG（以下、SAG社）がレスキュラ®点眼液の添付文書の記載内容を変更して再上市しており、当事業年度の売上高は464百万円（前期は実績なし）となりました。

（AMITIZA®カプセル）

当事業年度におけるAMITIZA®カプセルの売上高は2,592百万円（前年同期比27.9%増）となりました。地域別の概要につきましては以下のとおりであります。

< 北米市場 >

当社は米国のSucampo Pharma Americas, Inc.との北米地域における独占的製造供給契約に基づき、慢性特発性便秘症及び便秘型過敏性腸症候群治療薬の受託製造を行っております。

当事業年度の売上高は、販売提携先の武田薬品工業株式会社からの受託数量増加に伴い、2,327百万円（同15.3%増）となりました。

< 日本市場 >

Sucampo Pharmaceuticals, Inc.（以下、SPI社）が慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）治療薬の製造販売承認を取得したことに伴い、当事業年度の売上高は264百万円（前期は実績なし）となりました。

< その他の地域 >

スキャンボ各社はスイスや英国において慢性特発性便秘症治療薬として販売承認を取得しており、北米地域においてはAMITIZA®カプセルの新たな適応として非癌性疼痛患者を対象としたオピオイド誘発性腸機能障害治療薬と

して、追加新薬承認を取得しております。当社は各地域において同社と独占的製造供給契約を締結しております。

（医薬品開発支援及び受託製造サービス）

医薬品開発支援及び受託製造サービスの当事業年度の売上高は148百万円（同78.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ89百万円減少し、1,719百万円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動の結果から得られた資金は267百万円（前年同期比67.2%減）となりました。これは主に売上債権の増加（688百万円）があったものの、税引前当期純利益を885百万円計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動の結果、支出した資金は197百万円（前年同期比73.5%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得（72百万円）によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動の結果、支出した資金は240百万円（前年同期比19.7%減）となりました。これは主に独立行政法人科学技術振興機構からの研究開発援助（246百万円）があったものの、配当金の支払（294百万円）や自己株式の購入（188百万円）によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		生産高(千円)	前年同期比増減(%)
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	1,348,016	23.7
	AMITIZA®カプセル	2,454,289	6.2
合計		3,802,305	6.8

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		受注高(千円)	前年同期比増減(%)	受注残高(千円)	前年同期比増減(%)
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	1,919,343	28.0	424,598	147.5
	AMITIZA®カプセル	3,210,333	83.1	1,370,213	82.1
医薬品の研究開発支援サービス		164,826	2.3	176,998	10.3
合計		5,294,504	54.7	1,971,810	81.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		販売高(千円)	前年同期比増減(%)
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	1,811,865	6.8
	AMITIZA®カプセル	2,592,459	27.9
医薬品の研究開発支援サービス		148,316	78.7
合計		4,552,641	12.3

- (注) 1 レスキュラ点眼薬の販売高には販売権の期間対価、ロイヤリティを含んでおります。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
参天製薬㈱	1,692,251	41.8	1,342,355	29.5
武田薬品工業㈱	2,018,393	49.8	2,327,735	51.1
Sucampo AG	2,381	0.1	790,522	17.4

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として以下の点が挙げられます。いずれも中長期的な経営課題として位置づけ、当事業年度以後も実績と成果を適切な時期に評価しながら課題解決を進めていく予定です。

研究開発体制の強化

医師の目線で医薬品の研究開発を行うには、研究開発体制の強化が重要な課題であると考えており、非臨床試験と臨床試験の効率的な研究を行うべく、研究員を神戸研究所に集約し、組織改革を行いました。

販売体制の強化・構築

当社の主力製品であるレスキュラ®点眼液は、日本国内において眼科分野で豊富な販売経験を有する参天製薬株式会社に販売を委託しております。しかしながら、製品のライフサイクルマネジメントを意識した効果的なマーケティング活動の実践のためには、開発オリジネーターである当社から質の高い学術情報の発信と、その情報を正確に伝達する活動が不可欠と考えております。当社は、全国に学術部員を配置し、参天製薬株式会社と共同での販売活動を実施しております。今後も引き続きレスキュラ®点眼液の製品価値の最大化に努めるとともに、将来における自社開発品販売のために、最適な販売体制の構築に努めてまいります。

生産体制の効率化

レスキュラ®点眼液やAMITIZA®カプセルのように、医薬品としての承認を受けた製品については、安定供給を継続しつつ、製剤処方改良、製造方法及び包装技術の向上を通じて付加価値を高め、より高収益な製品に育てることを課題と位置付けております。

内部統制体制の強化

社内体制を整備し、コンプライアンスや内部統制の強化を行います。今後も透明性を意識したコーポレートガバナンスの充実を通じて企業価値向上に努める所存です。

4【事業等のリスク】

当社の事業状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社はこれらの事業等へのリスクを認識した上で、当該リスク発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。

(1) 新薬開発の不確実性

新薬の開発に際しては、安全性や効能に関する懸念、予期せぬ副作用、臨床試験データが競合品に対して有意差を示さない等の理由により、開発計画の遅延、中止に至る場合があります。

また、当局への製造販売承認申請を行ったとしても、不承認となる場合もあり、製品化までには多くの不確実性を含んでおります。

当社は、新薬開発に毎年多額の研究開発投資を行っておりますが、これらの理由から、研究開発投資に見合う新薬の売上高もしくは利益の確保ができない場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 医療行政の動向

当社の事業は、国内においては主に薬事法により規制されておりますが、その他、健康保険法、製造物責任法、独占禁止法、環境関連の法律等の規制も受けております。これらの法的規制が改定された場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 薬価基準

当社の主力製品であるレスキュラ®点眼液は、薬価基準に記載されております。薬価基準は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」として、厚生労働大臣が告示するものであり、医療保険で使用できる医薬品の範囲と医療機関が使用した医薬品の請求価格を定めたものであります。

この薬価基準については、厚生労働省が市場における売買価格の実勢価格調査を行い、その結果を反映した定期的な改定が行われており、レスキュラ®点眼液については、平成22年4月には12.2%（内、ジェネリック加算6.0%）、平成24年4月に5.6%の薬価改定（引下げ）が行われました。

当社では、レスキュラ®点眼液の定期的な薬価引下げを想定した事業運営を行っておりますが、想定範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 主力製品への依存

当社の売上高は、レスキュラ®点眼液及びAMITIZA®カプセルの占める比率が高くなっております。

これらの製品に、万一の製品の欠陥、予期せぬ副作用等の要因による販売中止、売上の大幅な減少等が発生した場合、当社の業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟リスク

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする当社は、特許法、製造物責任法、独占禁止法、消費者保護法、環境等に関する訴訟の提起や監督官庁から行政処分を受ける可能性があり、訴訟、行政処分等が発生した場合、それらの動向は、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、当社の経営に大きな影響を与える訴訟は起きておらず、行政処分もございません。

(6) 知的財産保護に関するリスク

当社は、医薬品の製造・販売及び研究開発活動において様々な知的所有権を使用しており、これらは当社所有の権利または所有者より使用許諾を受けた権利であります。

しかしながら、出願中の特許が登録に至らない可能性や、当社が所有または使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的所有権が第三者によって生み出される可能性があります。また、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難であり、その結果、当社の業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

更に、当社の業務の過程で生じた特許の発明者の特定や、特許法に定める相当な対価の金額の算定が困難な場合もあり、当社保有の特許に関して社員その他の第三者から何らかの請求が行われる可能性も完全には否定できず、そのような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 利益相反のリスク

当社では、当社とスキャンポグループ各社間との取引については、取締役会の諮問機関として弁護士・公認会計士3名の外部専門家により組織された「利害関係者間取引審査委員会」において取引の正当性、妥当性を協議しており、取締役会は、その結果に基づき利害関係者間契約等を審議、決議することとなっております。更に3名の監査役（社外監査役3名、内常勤監査役1名）が取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監督することになっておりま

す。SPI社においては、利害関係のない経営陣が契約交渉にあたり、NASDAQにより定められた基準を満たす3名以上のIndependent Director（独立社外取締役）によって構成されるAudit Committee（監査委員会）により、取引内容及び取引金額の公正性と妥当性が承認された場合にのみ利害関係者間契約が締結される仕組みが採用されています。このように当社及びスキャンポグループ各社とのそれぞれの取引において、その公正性が担保されることを目的とした体制が構築されています。

しかしながら、利益相反等の行為が発生した場合には、当社の利益を損ねる恐れがあるほか、社会的に指弾を受ける等の不利益を被り、その結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 技術導入契約

相手方の名称(国名)	契約書名	契約品目	契約内容	契約期間
アステラス製薬株式会社	ライセンス契約書	眼科疾患領域化合物	眼科適用についての独占実施権の許諾	平成16年6月30日から本契約の対象となっている特許の満了日

(2) 取引契約

相手方の名称(国名)	契約書名	契約品目	契約内容	契約期間	
武田薬品工業株式会社 Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)(注)	SUPPLY AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	米国、カナダにおける製造供給契約	平成16年10月29日から平成32年12月31日まで	
武田薬品工業株式会社 Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)(注)	SUPPLY AND PURCHASE AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	米国、カナダにおける製造供給契約	平成18年1月25日から平成32年12月31日まで	
Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)	RU-0211 EXCLUSIVE MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	RU-0211	開発候補化合物に関する製造供給契約	平成16年6月23日から平成36年6月22日まで	
Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)	SPI-8811 AND SPI-017 EXCLUSIVE CLINICAL MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	SPI-8811 SPI-017	開発候補化合物に関する治験薬供給契約	平成18年10月4日から平成20年10月3日まで 以後90日前に契約を更新しない旨の合意がない限り、2年毎の自動更新	
Sucampo Pharma Europe, Ltd. (英国)	RU-0211 EXCLUSIVE MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	RU-0211	開発候補化合物に関する製造供給契約	平成17年6月24日から平成37年6月23日まで	
日産化学工業株式会社	取引基本契約書	レスキュラ®点眼液 AMITIZA®カプセルの 原材料等	購買に関する基本取引契約	平成4年9月7日から平成9年9月6日まで 以後3ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新	
	委受託製造に関する基本取引契約書		委受託製造に関する基本取引契約	平成16年3月22日から平成24年3月21日まで 以後3ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新	
Catalent Pharma Solutions, Inc. (米国)	COMMERCIAL MANUFACTURING AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	外注委託に関する商業生産契約	製剤工程	平成17年6月21日から平成22年6月20日まで 以後12ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新
	PACKAGING AGREEMENT			包装工程	平成17年12月13日から平成22年12月12日まで 以後6ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新
参天製薬株式会社	取引基本契約書	レスキュラ®点眼液	国内販売権の許諾	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで 以後11ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新	
株式会社スキャンボ ファーマ	LUBI PROSTONE EXCLUSIVE MANUFACTURING AND SUPPLY AGREEMENT	Lubiprostone	日本、アジア、オセアニア地域における製造供給契約	契約テリトリーでの販売開始後20年間	
Sucampo Pharma Americas, Inc. (米国)	Unoprostone NDA Transfer, Patent and Know-how Licensing and Data Sharing Agreement	レスキュラ®点眼液	米国、カナダにおける販売承認及び販売権の譲渡契約	平成21年4月23日から平成31年4月22日まで	
	Unoprostone Exclusive Manufacturing & Supply Agreement		製造供給契約		

相手方の名称(国名)	契約書名	契約品目	契約内容	契約期間
Sucampo, AG (スイス)	EXCLUSIVE LICENSE FOR DEVELOPMENT AND COMMERCIALIZATION OF UNOPROSTONE	ウノプロストーン	日本、中国、台湾、韓国及び北米以外の地域における開発、製造及び商業化権のライセンス契約	平成23年3月22日から平成33年3月21日まで
Novozymes Biophrama DK A/S(デンマーク)	BASIC AGREEMENT ON SUPPLY OF rALBUMIN FOR CLINICAL TRIAL STUDY	RU-101	研究開発用の原料供給契約	平成23年10月18日から平成33年10月17日まで
日東メディック株式会社	製造委受託契約書	レスキュラ®点眼液0.12%	レスキュラ®点眼液0.12%の製造	平成23年11月2日から平成28年11月1日まで以後24ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、3年毎の自動更新
キャタレント・ジャパン株式会社	SOFTGEL COMMERCIAL SUPPLY AGREEMENT	AMITIZA®カプセル	外注委託に関する商業生産契約	平成24年6月18日から平成28年6月17日まで以後12ヶ月前の更新拒絶の通知がない限り、1年毎の自動更新
独立行政法人科学技術振興機構	新技術開発委託契約書	オキュセバ™	新技術開発委託契約	平成25年2月1日から平成29年3月31日まで

6【研究開発活動】

当社は、「医師の目線で医薬品開発・販売を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社」を目指しており、国が推奨及び支援するアンメット・メディカル・ニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）領域やオーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）領域、アンチエイジング（生活改善薬）領域の新薬の開発を進めております。

当事業年度における研究開発費の総額は1,279百万円（前期と比べ362百万円増）となりました。領域別の研究開発活動の進捗状況につきましては次のとおりであります。

眼疾患領域

・網膜色素変性（開発コード：UF-021）（製品名：オキュセバ™）

網膜色素変性は両眼に発症する遺伝性の網膜疾患で、進行性の夜盲と視野狭窄をきたし、末期には高度の視力低下、更には失明にまで至ることもある疾患です。

現在は全国38の医療機関で180症例を目標とした第3相臨床試験を開始しており、一日でも早く本治療薬を待ち望まれている多くの患者様のお手元へお届けできるよう、臨床試験を進めてまいります。

・重症ドライアイ（開発コード：RU-101）

ドライアイは涙液層や眼表面の障害を特徴とする慢性で他因性の眼疾患です。当社は結膜上皮細胞を用いた実験において、血清アルブミンが涙液成分の一つであるムチンの産生を増強することを確認しております。当事業年度においては、安全性試験の一部が終了しており、現在は米国において第1相及び第2相を合わせた臨床試験を開始しております。

・糖尿病性白内障（開発コード：RTU-007）

糖尿病性白内障は、糖尿病が原因で発症する白内障で、水晶体が混濁する疾患です。当社はアステラス製薬株式会社からライセンス取得した糖尿病患者の体内で増加する酵素を阻害する物質について、細胞や動物を用いた実験で化合物の最適化をおこなっており、当事業年度においては、薬理試験を実施しております。

皮膚疾患領域

・男性型脱毛症（開発コード：RK-023）

男性型脱毛症は、壮年性脱毛症とも呼ばれ、思春期以降に男性ホルモンの影響を受け、頭頂部から前頭部に限局して、太く長い毛が再生せずに細く短い軟毛に置き換わり、最終的には毛包が委縮して毛髪数が減少し、段階的に薄毛・脱毛が進行する疾患です。既に前期第2相臨床試験を完了しており、安全性に関してはRK-023使用とプラセボ（注1）使用で差異は見られませんでした。一方、有効性についてはプラセボ使用群に対してRK-023使用群では外観写真評価での改善及びフォトリコグラム（注2）により成長期毛数（注3）の減少抑制の可能性がみられました。当事業年度においては、非臨床の長期安全性試験が終了いたしました。

（注1）薬剤（RK-023）が含まれていない製剤。

（注2）頭皮における毛髪密度、毛髪太さ、毛髪の伸びを計測する目的で、頭髪を一定面積で毛刈りし、頭皮の拡大写真を経時的に撮影し、解析する方法。

（注3）フォトリコグラムにより1日に0.2mm以上伸びることが確認された毛を「成長期毛」と定義しました。成長期毛の割合が少なくなると脱毛症が進みます。

・睫毛貧毛症（開発コード：RK-023）

睫毛貧毛症は、睫毛（まつげ）が貧弱で短い、まばら、色が薄い等の原因で、眼にほこりなどの異物や異常な光が入ることを防ぐ機能が十分に発揮できない疾患です。当事業年度においては、第1相臨床試験が終了しており、眼圧下降や充血などの眼科的所見も認められませんでした。

・アトピー性皮膚炎（開発コード：RTU-1096）

アトピー性皮膚炎は、アレルギー体質により皮膚のバリアー機能が低下し、様々な刺激が加わることでかゆみを伴う慢性の湿疹、皮膚炎を生じ、症状の悪化と改善を繰り返す疾患です。従来は学童期に自然治癒すると考えられていましたが、成人まで持ちこす例や、成人してからの発症・再発の例が近年増加しています。当社では、炎症に関連して血液、組織中で活性の増加がみられる酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当事業年度においては、薬理試験の一部が終了しております。

神経疾患領域

・糖尿病性神経障害（開発コード：RTU-1096）

糖尿病性神経障害は、糖尿病3大合併症の1つで、血糖値が高い状態が続くと足や手などの末梢神経におこる障害で、違和感、しびれ、痛み等の症状が現れる疾患です。当社では、糖尿病患者の体内で増加する酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当事業年度においては、薬理試験の一部が終了しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

流動資産

流動資産は、前事業年度に比べ563百万円増加し7,799百万円となりました。これは主に製品が減少したものの、売掛金および仕掛品が増加したことによるものであります。

固定資産

固定資産は、前事業年度に比べ25百万円増加し2,120百万円となりました。これは主に有形固定資産が減少したものの、無形固定資産が増加したことによるものであります。

流動負債

流動負債は、前事業年度に比べ267百万円増加し973百万円となりました。これは主に未払金および買掛金が増加したことによるものであります。

固定負債

固定負債は、前事業年度に比べ225百万円増加し755百万円となりました。これは主に独立行政法人科学技術振興機構からの借入金が増加したことによるものであります。

純資産

純資産は、前事業年度に比べ96百万円増加し8,191百万円となりました。これは主に自己株式の消却等により資本剰余金が減少したものの、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

売上高は、前事業年度に比べ499百万円増加し、4,552百万円となりました。

主要な販売品目毎の状況は次のとおりであります。

(レスキュラ®点眼液)

レスキュラ®点眼液の売上高は、前事業年度に比べ131百万円減少し1,811百万円となりました。

国内販売におきましては、眼科医を対象に製品説明会や眼底読影勉強会等を積極的に行うなど販売促進活動により、処方数の減少幅は前年に比べ小さくなっているものの、ロイヤリティー収入の減少や薬価改定の影響を受け前事業年度に比べ349百万円減少しました。

北米販売におきましては、SAG社 がレスキュラ®点眼液の添付文書の記載内容を変更して再上市しており、前事業年度に比べ464百万円（前期は実績なし）増加となりました。

(AMITIZA®カプセル)

当事業年度におけるAMITIZA®カプセルの売上高は前事業年度に比べ566百万円増加し、2,592百万円となりました。

北米販売におきましては、販売提携先の武田薬品工業株式会社からの受託数量増加に伴い1301百万円増加しました。

国内販売においては、SPI社が慢性便秘症（器質的疾患による便秘を除く）治療薬の製造販売承認を取得したことに伴い、前事業年度と比べ264百万円（前期は実績なし）増加となりました。

(医薬品開発支援及び受託製造サービス)

医薬品開発支援及び受託製造サービスの売上高は、前事業年度に比べ65百万円増加し148百万円となりました。

売上総利益

売上総利益は、ロイヤリティー収入は減少したものの、売上高の増加により前事業年度に比べ120万円増加し2,849百万円となりました。売上総利益率については4.7ポイント下降し62.6%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、研究開発費の増加等により前事業年度に比べ399百万円増加し2,064百万円となりました。

営業利益

営業利益は、売上総利益が増加したものの、販売費及び一般管理費の増加により前事業年度に比べ278百万円減少し784百万円となりました。売上高営業利益率についても9.0ポイント下降し17.2%となりました。

経常利益

経常利益は、昨今の円安に伴い為替差益が発生したものの、営業利益が減少したこと等により、前事業年度に比べ182百万円減少し、890百万円となりました。

税引前当期純利益

税引前当期純利益は、前事業年度に比べ特別損失は減少したものの、経常利益の減少により、前事業年度に比べ136百万円減少し855百万円となりました。

法人税等

法人税等は、税引前当期純利益の減少に伴い、前事業年度に比べ18百万円減少し323百万円となりました。税効果会計適用後の法人税等の負担率は、前事業年度の33.5%から36.5%に上昇しております。

当期純利益

当期純利益は、前事業年度に比べ118百万円減少し561百万円となりました。これにより1株当たり当期純利益は、前事業年度の6,910.50円から5,746.66円に減少しております。

(3) キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より547百万円少ない1267百万円の資金を得ました。これは主に売上債権の増加があったものの、税引前当期純利益を885百万円計上したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より549百万円少ない1197百万円の資金を使用しました。これは主に有形固定資産の取得によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度より58百万円少ない1240百万円の資金を使用しました。これは主に独立行政法人科学技術振興機構からの援助があったものの、配当金の支払や自己株式の購入によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、生産設備や研究開発機器の新設、更新・合理化などを目的として設備投資を継続的に実施しております。当事業年度の設備投資は、主に神戸研究所の拡充および三田工場の改修に800万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物 及び構築物	機械 及び装置	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	販売業務施設及び管理業務 施設	9,239	209	14,266	2,487	26,202	25
三田工場 (兵庫県三田市)	医薬品製造工場	213,457	70,448	945	11,969	296,820	9
神戸研究所 (兵庫県神戸市)	医薬品研究開発施設	27,604	6,051	-	43,839	77,494	40

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3 現在休止中の設備はありません。

4 賃借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称		面積	契約期間	年間賃借料(千円)
本社		166.6m ²	2年	34,472千円
三田工場	建物	4,673.5m ²	3年	61,651千円
	土地	1,679.0m ²	30年	4,812千円
神戸研究所		958.0m ²	3年	43,322千円

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000
計	192,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,452	96,457	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用 していません。
計	96,452	96,457	-	-

(注) 1 当社は単元株制度を採用していませんが、平成25年5月14日の取締役会において、平成25年7月1日付で普通株式を1株につき200株の割合をもって分割し、同時に100株を1単元とする単元株式制度を導入することを決議しております。これにより、平成25年7月1日付で発行可能株式総数は38,400,000株に、発行済株式総数は19,291,400株にそれぞれ増加する予定です。

2 提出日現在の発行数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月25日定時株主総会（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,500	131,500
新株予約権の行使期間	自平成18年6月25日(若しくは株式新規公開のいずれか遅い方の日) 至平成26年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,500 資本組入額 65,750	同左
新株予約権の行使の条件	1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又はパートタイム勤務者であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員若しくはパートタイム勤務者は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合若しくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整

するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権のうち自己新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年6月25日定時株主総会（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,500	131,500
新株予約権の行使期間	自平成18年6月25日 至平成26年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,500 資本組入額 65,750	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の6月25日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株

予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年2月17日臨時株主総会（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	413	413
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	826	826
新株予約権の行使時の払込金額(円)	295,000	295,000
新株予約権の行使期間	自平成20年2月17日 至平成28年2月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 295,000 資本組入額 147,500	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は当社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の2月16日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株

予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権のうち自己新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	295,000	295,000
新株予約権の行使期間	自平成20年6月29日 至平成28年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 295,000 資本組入額 147,500	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行わせることはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の6月28日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 2 株であります。
- 2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1 円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株 1 株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 当社は平成21年10月 1 日を効力発生日として、株式 1 株を 2 株に分割したことにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成23年6月24日定時株主総会（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成23年8月11日 至平成53年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51,828 資本組入額 25,914	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株あたり51,827円)を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1株当たり51,827円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

平成23年6月24日定時株主総会（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	46	44
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46	44
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成23年8月11日 至平成28年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,933 資本組入額 35,467	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 1個新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株あたり70,932円)を合算しております。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

平成24年7月19日取締役会（第7回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成24年8月11日 至平成54年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 44,780 資本組入額 22,390	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株あたり44,779円)を合算しております。なお、新株予約権の払込金額1株当たり44,779円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

平成24年6月22日定時株主総会（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	91	88
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91	88
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自平成24年8月11日 至平成29年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,131 資本組入額 30,566	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 1個新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

注) 1 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり1円)と付与日における新株予約権の公正な評価単価(1株あたり61,130円)を合算しております。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の設立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間
表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月8日 (注)1	1,340	48,820	311,550	568,655	311,550	508,455
平成20年5月7日 (注)2	315	49,135	73,237	641,892	73,237	581,692
平成20年4月1日～ 平成21年9月30日 (注)3	87	49,222	12,094	653,987	12,094	593,787
平成21年10月1日 (注)4	49,222	98,444	-	653,987	-	593,787
平成25年3月21日 (注)5	2,000	96,444	-	653,987	-	593,787
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)6	8	96,452	264	654,251	264	594,051

- (注)1 平成20年4月8日を払込期日とする一般募集増資(ブックビルディング方式)により発行済株式総数が1,340株、資本金が311,550千円、資本準備金が311,550千円増加しております。
(発行価額 465,000円、資本組入額 232,500円)
- 2 平成20年5月7日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により発行済株式総数が315株、資本金が73,237千円、資本準備金が73,237千円増加しております。
(割当先 三菱UFJ証券株式会社、発行価額 465,000円、資本組入額 232,500円)
- 3 平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が87株、資本金が12,094千円及び資本準備金が12,094千円増加しております。
- 4 平成21年10月1日を効力発生日として、株式1株を2株に分割しております。
- 5 平成25年3月21日開催の取締役会決議によって2,000株自己株式の消却を行い、発行済株式総数が2,000株減少し、繰越利益剰余金から188,063千円を減額しております。
- 6 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8株、資本金が264千円及び資本準備金が264千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	7	21	26	15	1	2,571	2,641	-
所有株式数 (株)	-	7,646	2,218	11,050	33,672	2	41,864	96,452	-
所有株式数の 割合(%)	-	7.93	2.30	11.46	34.91	0.00	43.40	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
S&R Technology Holdings, LLC (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号	32,740	33.94
上野 隆司 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号	16,000	16.58
久能 祐子 (常任代理人 株式会社パーシモン ヴィスタイノベーションズ)	大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号	10,000	10.36
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目4番1号	8,879	9.20
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,923	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,704	1.76
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	1,666	1.72
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	1,639	1.69
樋口 慶子	大阪府寝屋川市	1,100	1.14
上野 俊子	兵庫県西宮市	830	0.86
計	-	77,481	80.28

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 96,452	96,452	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	96,452	-	-
総株主の議決権	-	96,452	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法の規定に基づき特に有利な条件をもって新株予約権を発行する方法によるもの、及び会社法の規定に基づきストック・オプションとして新株予約権を無償で発行したものであります。

当該新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月25日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成16年6月25日第15回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社役員6名、従業員34名、パートタイム勤務者15名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	112株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議された上限112個のうち、平成16年6月25日の取締役会決議に基づき、平成16年7月1日に新株予約権112個のうち110個を付与しております。
- 2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員9名となっております。
- 3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成16年6月25日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成16年6月25日第15回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社役員4名、従業員2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	78株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議された上限78個のうち、平成16年6月25日の取締役会決議に基づき、平成16年7月1日に新株予約権78個のうち78個を付与しております。
- 2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員2名、従業員1名となっております。
- 3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成18年2月17日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成18年2月17日開催の臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成18年2月17日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年2月17日
付与対象者の区分及び人数	当社役員2名、従業員4名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	824株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成18年2月17日開催の臨時株主総会において決議された上限824個のうち、平成18年2月17日の取締役会決議に基づき、平成18年2月20日に新株予約権824個のうち824個を付与しております。
 2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員1名、従業員2名となっております。
 3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成18年6月29日第17回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行することを、平成18年6月29日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社役員3名、従業員2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	134株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議された上限134個のうち、平成18年6月29日の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日に新株予約権134個のうち134個を付与しております。
 2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員1名、従業員1名となっております。
 3 平成21年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(平成23年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月24日第22回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成23年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分	当社取締役2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	200株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成23年6月24日開催の定時株主総会において決議された上限200個のうち、平成23年6月24日の取締役会決議に基づき、平成23年8月10日に新株予約権200個のうち200個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員2名となっております。

(平成23年6月24日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月24日第22回定時株主総会終結の時に在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行すること及びその募集事項を、平成23年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分	当社従業員9名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	50株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成23年6月24日開催の定時株主総会において決議された上限50個のうち、平成23年6月24日の取締役会決議に基づき、平成23年8月10日に新株予約権50個のうち50個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員9名となっております。

(平成24年7月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成24年7月19日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月19日
付与対象者の区分	当社取締役2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	200株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成24年7月19日開催の取締役会において決議された上限200個のうち、平成24年7月19日の取締役会決議に基づき、平成24年8月10日に新株予約権200個のうち200個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、役員2名となっております。

(平成24年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成24年6月22日第23回定時株主総会終結の時に在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行すること及びその募集事項を、平成24年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分	当社従業員17名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	100株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1 平成24年6月22日開催の定時株主総会において決議された上限100個のうち、平成24年7月19日の取締役会決議に基づき、平成24年8月10日に新株予約権100個のうち95個を付与しております。

2 本報告書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員17名となっております。

(平成25年6月25日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成25年6月25日第24回定時株主総会終結の時に在籍する当社従業員に対して新株予約権を発行すること及びその募集事項を、平成25年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分	当社従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	50株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から5年
新株予約権の行使の条件	(注2)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注)1 上記以外のその他細目事項については、平成25年6月25日開催の定時株主総会以後に開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会で定めるところによるものとします。

- 2 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得
(会社法第165条第2項の定款の定めに基づく普通株式の取得)

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成24年11月12日)での決議状況 (取得期間 平成24年11月16日~平成25年2月16日)	2,000	300,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	2,000	188,063
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	2,000	188,063	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

3【配当政策】

当社は、経営基盤の強化のための内部留保に配慮しつつ、株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営課題と位置付けており、業績や配当性向などを総合的に考慮し、中長期的に安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金については、成長に不可欠な研究開発投資及び新規化合物の導入など、競争力向上のために必要な事業への投資に活用していく方針であります。

当社剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としております。

このような考え方に基づき、平成25年3月期の配当は1株当たり3,000円としております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

株主総会決議日 平成25年6月25日

配当金の総額 289,356千円

1株当たりの配当額 3,000円

また、次期の配当につきましては、経営環境、将来の成長、収益の状況を総合的に勘案し、内部留保及び有効投資を併せ、バランスよく行なっていきたいと考えております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	1,910,000	279,000	167,800	117,300	339,500
最低(円)	174,000	51,400	53,200	71,100	65,900

(注) 1 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

2 印は、株式分割(平成21年10月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	78,000	90,600	163,000	215,000	339,500	327,000
最低(円)	67,600	69,500	89,700	117,900	176,700	247,800

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	-	真島 行彦	昭和28年4月7日	平成9年4月 慶應義塾大学医学部助教授(眼科学)就任 平成16年3月 当社社外取締役就任 平成17年3月 慶應義塾大学退職 平成17年4月 当社取締役トランスレーショナルリサーチ推進室長就任 平成18年4月 当社専務取締役研究開発本部長就任 平成20年7月 当社専務取締役メディカルディレクター 平成21年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	84
取締役	-	林 直	昭和37年12月10日	昭和60年4月 上野製薬株式会社入社 平成13年10月 当社製剤製造課出向 平成15年4月 当社転籍 平成15年8月 当社製造グループマネージャー就任 平成18年4月 当社品質管理・保証グループシニアマネージャー就任 平成18年7月 当社部長(品質管理・保証グループ、原薬/製剤製造グループ担当)就任 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	2
取締役	-	多田 満長	昭和30年10月3日	昭和53年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成9年6月 同行ニューヨーク支店ヴァイスプレジデント就任 平成13年11月 同行退職 平成13年12月 当社取締役就任 平成14年12月 当社取締役専務就任 平成16年3月 当社取締役社長就任 平成18年3月 当社取締役社長退任 平成18年4月 OPEパートナーズ株式会社(現リッジウェイキャピタルパートナーズ株式会社)取締役就任 平成19年6月 サニーソリューション株式会社取締役就任(現任) 平成19年8月 リッジウェイキャピタルパートナーズ株式会社取締役退任 平成25年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	三木 剛	昭和44年1月15日	平成8年4月 弁護士登録 中本和弘法律事務所(現中本総合法律事務所)入所 平成10年5月 米国ウィスコンシン州立大学ロースクール(M.L.I)修了 平成11年5月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 中本総合法律事務所パートナー就任(現任) 平成20年8月 同所東京事務所所長就任(現任) 平成25年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	-	妹尾 賢治	昭和23年4月24日	昭和47年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 平成10年4月 同行総合企画部長就任 平成12年2月 株式会社ライフ出向 平成13年1月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)退社 平成13年2月 日本電気株式会社入社 同社財務部長就任 平成14年10月 同社関連企業部長就任 平成17年4月 同社支配人兼関連企業部長就任 平成19年6月 同社監査役就任 平成23年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	淺田 永治	昭和14年1月29日	昭和47年6月 等松・青木監査法人(現監査法人トーマツ)入社 平成11年6月 同社東京事務所 地区代表社員 平成13年6月 同社経営会議議長就任 平成16年6月 監査法人トーマツ退職 平成16年7月 住友金属工業株式会社 監査役就任 平成16年10月 不動建設株式会社(現株式会社不動産テトラ) 監査役就任(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	田口 和幸	昭和41年3月11日	平成3年4月 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 平成10年1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(現任) 平成17年6月 ビ・ライフ投資法人監督委員就任 株式会社エフティーコミュニケーションズ監査役就任 平成17年11月 株式会社フレクソール監査役就任 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						86

- (注) 1 取締役 三木剛は、社外取締役であります。
2 監査役 妹尾賢治、淺田永治、田口和幸は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成25年6月25日の定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、平成23年6月24日の定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な増大を目指すとともに、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーに対し、効率的かつ健全で透明性の高い経営を実現することが重要であると考えております。

この基本的な考え方のもと、株主総会を頂点とした機能的な統治組織によって、健全で透明性の高い経営に努めております。具体的な施策として、社外取締役1名および社外監査役3名を選任し、経営への監視・監督機能を高め、内部監査室を設置し、全部署の内部監査を行うことにより、業務の適正性を検証するとともに、監査役と連携して計画的な業務監査を実施しております。

企業統治の体制

1)企業統治の体制の概要

<取締役会>

当社取締役会は、法令に定めのある事項に加え、経営方針、経営戦略、事業契約、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定、業務執行の監督等を行っており、原則として月1～2回開催され、社外取締役1名を含む取締役4名で構成されています。社外取締役は、取締役の職務の執行に対する取締役会の監督の実効性を高め、取締役会の意思決定の客観性を確保するため、当社と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を有する1名を招聘しております。

なお、経営環境の変化に対応し、機動的な取締役会の体制を構築するとともに責任を明確化するため、取締役の任期を1年としております。

<監査役会>

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名により構成されています。監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会やその他の重要会議に出席する他、本社、三田工場、神戸研究所における業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。社外監査役は、取締役の職務の執行に対する監査役による監査の実効性を高めるため、当社と利益相反の生ずるおそれがなく、独立性を有する3名を招聘しております。

<利害関係者間取引審査委員会>

当社とスキャンポグループ各社との利害関係者間で取引を行う場合に、取引内容及び取引金額等の公正性と妥当性に関して審議することを目的として設置されており、取締役会の諮問機関の役割を果たしています。委員は3名以上で構成され、弁護士、公認会計士等の有識者の中から取締役会により選任されております。

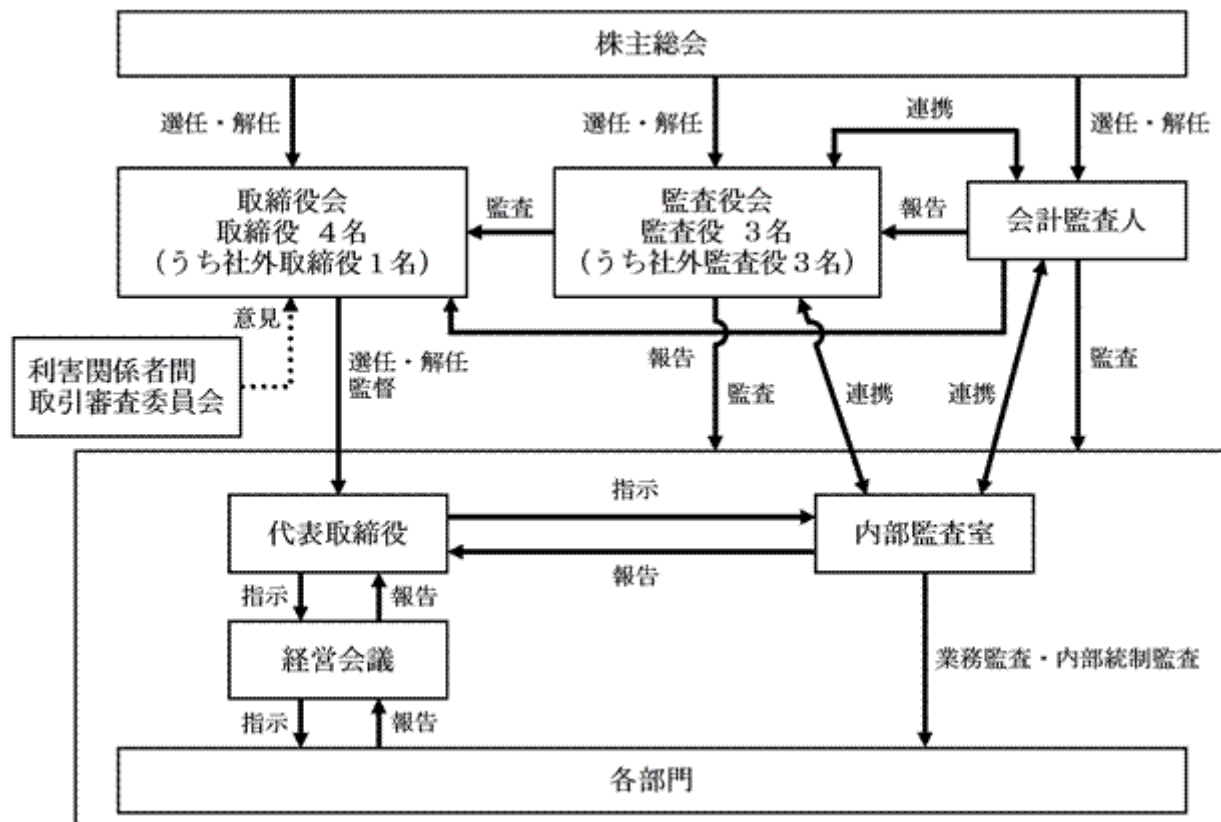
なお、本委員会は、委員会設置会社における委員会とは異なっております。

<経営会議>

当社では、常勤の取締役及び部長などのシニアマネジメントを中心メンバーとする経営会議を設置し、原則として月1～2回開催しております。非常勤取締役及び監査役の出席は任意です。また、必要に応じて中心メンバーが事前に推薦する者を同席させることができます。経営会議においては、取締役会で決定した基本方針に基づき全社並びに各部門の経営課題等が審議されるとともに、業務遂行に係る報告が適宜行われ、業務遂行上のチェック機能を果たしております。また、取締役会上程前の議案について広く審議を行うことで、経営課題の最終決定に至る過程の透明性を高め、もって効率的な会社運営を図ることを目的としております。

会社の機関・内部統制の関係図

当社の内部統制システムを図示すると次のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりであり、当該方針に則り、内部統制システムの整備を行っております。

- イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ）「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その主旨の周知を通じて、取締役及び使用人が法令や定款はもとより、諸規則に則り行動することを確保するための体制を整備する。
 - ）内部監査室は、業務監査、会計監査、特命監査を行い、監査報告書を作成し、代表取締役に報告する。
- ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ）「文書情報管理規程」に基づき、取締役会及び経営会議等の議事録及び参考資料等重要な文書を保存・管理する。
 - ）監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。
- ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ）事業上のリスク管理に関する基本方針として「危機管理規程」を制定し、全社の管理すべきリスクを具体的に抽出するとともに、リスクの回避・拡大の防止・最小化に向け適切に管理する体制を整備する。
 - ）重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長がリスクの内容に応じて対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、リスクの拡大を防止する体制を整える。
- ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ）経営目標を定めるとともに、全社経営計画を基に各部署が具体的な方針を策定する。
 - ）経営会議を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任するとともに、必要に応じて各種委員会を設置し、外部有識者の意見を聴取する。
 - ）職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制を確立する。
- ホ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ）監査役の求めに応じて当社が補助使用人を置く場合には、その人事につき監査役と十分協議した上で決定する。
 - ）補助使用人は、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けないこととする。

へ。取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または監査役の求めに応じ、監査役に対し、業務に関する所要の事項を報告する。

ト．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

）代表取締役は、定期的及び必要に応じて随時、監査役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図る。

）監査役が社内の主要な会議への出席、重要書類の閲覧、各部署の調査等を行い得る体制を整備する。

チ．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

リ．反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とする。

また、必要に応じて警察、顧問弁護士等、外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図るものとする。

監査役監査及び内部監査の状況

監査役は、本社ならびに事業所の往査による業務監査を通じて当社の課題もしくは将来のリスク項目を認識し、内部監査担当部署と情報を共有するとともに適宜監査意見を提供します。また、監査役は内部監査担当部署より、内部監査の中で知りえた情報のうち重要な情報について報告を受け、さらに対応策について説明を受け、具体的解決に向けての提言等を行います。

なお、監査役浅田永治は、公認会計士の資格を有しております。

内部監査室（専任者1名）は、当社の全部署を対象として、業務の適正な運営、改善、効率化を図るべく計画的、網羅的な内部監査を実施しており、その結果及び改善の報告は、代表取締役の他、取締役会並びに監査役会に対して行われております。

監査役及び内部監査室と会計監査人との連携状況並びに内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人から会計監査計画及び会計監査結果の報告を受けており、財務報告の信頼性・正確性について、会計監査人と連携して監査を行っています。

内部監査室は、定期的に監査役及び会計監査人と面談して内部監査の状況に関する意見交換を行い、問題点の把握に努めるとともに、改善状況等に関する情報共有を行っています。また、内部統制部門であるビジネスマネジメント部は、内部統制に関して内部監査室の内部監査を、事業報告に関して監査役監査を、会社法及び金融商品取引法に基づき会計監査を受けております。

会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監督業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続関与年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

・ 業務を執行した公認会計士の氏名

指有限責任社員 業務執行社員：飯野 健一

業務執行社員：山野辺 純一

・ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士：3名、会計士補等：4名

社外取締役及び社外監査役の状況

イ．員数

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名です。また、社外取締役の三木剛氏は、当社社外取締役であると同時に、経営陣から著しいコントロールを受け得る者に該当せず、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがあると認められる可能性はなく、当社は同氏を大阪証券取引所に独立役員として届け出ております。

ロ．企業統治において果たす機能・役割、会社との利害関係及び選任状況に関する考え方

当社の社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす役割は「企業統治の体制」に記載のとおりです。

当社の社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別な利害関係はなく、社外取締役及び社外監査役が当該機能・役割を果たす上で必要な独立性は確保されていると判断しており、適切な選任状況にあると考えております。

リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制としましては、事業活動上想定されるリスクについて、万一の緊急事態が発生した場合の対応を規定した「危機管理規程」に従っております。代表取締役により指名された取締役を本部長とする「対策本部」を設置し、会社の置かれている状況を正確に認識した上で、危機の解決、克服もしくは回避、及び再発の防止のために全力を尽くす体制となっております。

役員報酬の内容（第24期事業年度）

取締役及び監査役に支払った報酬は、取締役3名58,535千円（内、株式報酬費用8,955千円、社外取締役1名7,200千円）、監査役3名14,000千円（内、社外監査役3名14,000千円）であります。

なお、当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

定款で定める取締役の定数及び取締役の選任及び解任の要件

イ．定款で定める取締役の定数

当社の取締役は3名以上7名以内とする旨を定款で定めております。

ロ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席しその議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

当社は、株主が利益還元を受ける機会を増やすため、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当については取締役会決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

また、資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行を目的とし、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議により、自己株式の取得を可能にする旨定款に定めております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上の合計額

1銘柄 1,528,583千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Sucampo Pharmaceuticals, Inc.	2,485,150	1,521,695	取引先との関係強化を目的

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
Sucampo Pharmaceuticals, Inc.	2,485,150	1,528,583	取引先との関係強化を目的

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,000	-	16,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額は、会計監査人から提示された監査計画の内容や監査時間数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,209,668	5,119,686
売掛金	469,195	1,157,801
製品	176,201	61,981
仕掛品	804,303	983,708
原材料及び貯蔵品	315,576	236,696
前渡金	150,021	73,765
前払費用	54,204	49,428
繰延税金資産	50,061	38,693
立替金	200	21,461
その他	5,915	56,115
流動資産合計	7,235,347	7,799,337
固定資産		
有形固定資産		
建物	509,198	457,483
減価償却累計額	274,803	207,670
建物(純額)	234,395	249,812
構築物	32,932	32,932
減価償却累計額	32,349	32,444
構築物(純額)	583	488
機械及び装置	659,179	659,076
減価償却累計額	547,695	582,367
機械及び装置(純額)	111,484	76,709
工具、器具及び備品	698,969	656,921
減価償却累計額	629,894	598,626
工具、器具及び備品(純額)	69,075	58,295
リース資産	18,606	28,670
減価償却累計額	12,847	13,458
リース資産(純額)	5,758	15,211
有形固定資産合計	421,296	400,518
無形固定資産		
商標権	70,616	48,316
ソフトウェア	15,174	12,541
その他	374	56,707
無形固定資産合計	86,166	117,565
投資その他の資産		
投資有価証券	1,521,695	1,528,583
敷金及び保証金	65,282	72,698
その他	-	1,037
投資その他の資産合計	1,586,978	1,602,319
固定資産合計	2,094,441	2,120,403
資産合計	9,329,788	9,919,740

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	124,009	252,442
リース債務	3,907	4,184
未払金	242,406	379,681
未払費用	18,204	20,278
未払法人税等	158,238	104,561
前受金	91,987	197,908
前受収益	840	-
資産除去債務	49,720	-
その他	16,188	14,272
流動負債合計	705,502	973,328
固定負債		
長期借入金	-	246,861
リース債務	1,375	11,188
繰延税金負債	477,177	437,552
資産除去債務	21,332	30,129
その他	29,306	29,306
固定負債合計	529,192	755,037
負債合計	1,234,695	1,728,366
純資産の部		
株主資本		
資本金	653,987	654,251
資本剰余金		
資本準備金	593,787	594,051
資本剰余金合計	593,787	594,051
利益剰余金		
利益準備金	14,540	14,540
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,875,959	5,954,507
利益剰余金合計	5,890,499	5,969,047
株主資本合計	7,138,273	7,217,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	944,385	948,821
評価・換算差額等合計	944,385	948,821
新株予約権	12,434	25,202
純資産合計	8,095,093	8,191,373
負債純資産合計	9,329,788	9,919,740

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高		
製品売上高	3,655,440	4,407,071
ロイヤリティー収入	397,680	145,570
売上高合計	4,053,120	4,552,641
売上原価		
製品期首たな卸高	36,075	175,118
当期製品製造原価	1,463,239	1,528,229
合計	1,499,314	1,703,347
製品期末たな卸高	³ 175,118	-
売上原価合計	1,324,196	1,703,347
売上総利益	2,728,924	2,849,293
販売費及び一般管理費		
役員報酬	67,904	63,580
給料及び手当	175,950	182,918
支払手数料	168,722	205,750
減価償却費	18,793	21,629
研究開発費	¹ 917,328	¹ 1,279,565
その他	316,809	311,140
販売費及び一般管理費合計	1,665,507	2,064,585
営業利益	1,063,416	784,708
営業外収益		
受取利息	4,559	5,493
受取賃貸料	11,144	4,634
為替差益	-	93,235
その他	2,711	2,468
営業外収益合計	18,414	105,832
営業外費用		
為替差損	8,489	-
その他	-	167
営業外費用合計	8,489	167
経常利益	1,073,341	890,373
特別損失		
固定資産除却損	² 11,332	² 4,667
減損損失	39,685	-
その他	-	235
特別損失合計	51,017	4,903
税引前当期純利益	1,022,323	885,470
法人税、住民税及び事業税	318,098	354,235
法人税等調整額	23,928	30,708
法人税等合計	342,026	323,527
当期純利益	680,296	561,943

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	350,223	25.2	449,978	25.3
労務費		143,250	10.3	137,689	7.7
経費		898,617	64.5	1,191,953	67.0
当期総製造費用		1,392,091	100.0	1,779,621	100.0
期首仕掛品たな卸高		834,150		804,303	
期首半製品たな卸高		49,670		1,082	
合計		2,275,911		2,585,007	
期末仕掛品たな卸高	2	804,303		983,708	
期末半製品たな卸高		1,082		61,981	
他勘定振替高		7,286		11,089	
当期製品製造原価		1,463,239		1,528,229	

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
外注加工費	546,244千円	外注加工費	890,438千円
地代家賃	86,307千円	地代家賃	59,170千円
減価償却費	74,236千円	減価償却費	49,561千円
消耗品費	37,012千円	保険料	32,168千円

2. 他勘定振替高の内容は、研究開発費等へ振替えたものであります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算方法は、主として総合原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	653,987	653,987
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	264
当期変動額合計	-	264
当期末残高	653,987	654,251
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	593,787	593,787
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	264
当期変動額合計	-	264
当期末残高	593,787	594,051
資本剰余金合計		
当期首残高	593,787	593,787
当期変動額		
新株の発行	-	264
当期変動額合計	-	264
当期末残高	593,787	594,051
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	14,540	14,540
当期末残高	14,540	14,540
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,490,994	5,875,959
当期変動額		
剰余金の配当	295,332	295,332
当期純利益	680,296	561,943
自己株式の消却	-	188,063
当期変動額合計	384,964	78,547
当期末残高	5,875,959	5,954,507
利益剰余金合計		
当期首残高	5,505,534	5,890,499
当期変動額		
剰余金の配当	295,332	295,332
当期純利益	680,296	561,943
自己株式の消却	-	188,063
当期変動額合計	384,964	78,547
当期末残高	5,890,499	5,969,047

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	188,063
自己株式の消却	-	188,063
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
当期首残高	6,753,308	7,138,273
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	528
自己株式の取得	-	188,063
自己株式の消却	-	-
剰余金の配当	295,332	295,332
当期純利益	680,296	561,943
当期変動額合計	384,964	79,075
当期末残高	7,138,273	7,217,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	482,242	944,385
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	462,143	4,436
当期変動額合計	462,143	4,436
当期末残高	944,385	948,821
評価・換算差額等合計		
当期首残高	482,242	944,385
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	462,143	4,436
当期変動額合計	462,143	4,436
当期末残高	944,385	948,821
新株予約権		
当期首残高	-	12,434
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,434	12,768
当期変動額合計	12,434	12,768
当期末残高	12,434	25,202
純資産合計		
当期首残高	7,235,551	8,095,093
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	-	528
自己株式の取得	-	188,063
自己株式の消却	-	-
剰余金の配当	295,332	295,332
当期純利益	680,296	561,943
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	474,577	17,204
当期変動額合計	859,542	96,280
当期末残高	8,095,093	8,191,373

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,022,323	885,470
減価償却費	167,491	129,803
株式報酬費用	12,434	13,296
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	32,137	-
減損損失	39,685	-
受取利息及び受取配当金	4,559	5,493
為替差損益（ は益）	646	81,224
売上債権の増減額（ は増加）	8,165	688,606
たな卸資産の増減額（ は増加）	145,339	13,695
前渡金の増減額（ は増加）	68,492	76,255
前払費用の増減額（ は増加）	1,128	4,775
仕入債務の増減額（ は減少）	1,573	128,432
未払金の増減額（ は減少）	87,714	154,716
未払費用の増減額（ は減少）	7,972	2,074
前受金の増減額（ は減少）	43,983	105,921
その他	78,236	68,382
小計	1,420,391	670,735
利息及び配当金の受取額	3,646	4,005
法人税等の支払額	609,294	407,358
営業活動によるキャッシュ・フロー	814,743	267,382
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	44,920	72,332
無形固定資産の取得による支出	1,834	68,111
定期預金の預入による支出	4,900,000	4,600,000
定期預金の払戻による収入	4,200,000	4,600,000
その他	47	57,129
投資活動によるキャッシュ・フロー	746,707	197,572
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	3,873	4,006
長期借入れによる収入	-	246,861
自己株式の取得による支出	-	188,063
配当金の支払額	295,191	294,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	299,064	240,161
現金及び現金同等物に係る換算差額	646	80,369
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	231,674	89,982
現金及び現金同等物の期首残高	2,041,343	1,809,668
現金及び現金同等物の期末残高	1,809,668	1,719,686

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。なお、時価による評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～34年
構築物	4～9年
機械及び装置	2～15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

- 1 全てSucampo Pharmaceuticals, Inc. (以下、SPI社)のA種普通株式であります。SPI社の発行するA種普通株式は米国NASDAQ市場に上場されておりますが、当社が当該株式を処分する場合には米国証券取引法上の規制の適用対象となるため、売却数量等について制限をうけることとなります。
- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出コミットメントの総額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	3,000,000	3,000,000

(損益計算書関係)

1 研究開発費の総額

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	917,328千円	1,279,565千円

2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
機械及び装置	10,351千円	1,851千円
工具、器具及び備品	869	2,277
ソフトウェア	111	539
計	11,332	4,667

- 3 貸借対照表の製品との差額は、製品勘定に含めて表示している半製品によるものであり、当該半製品は製造原価明細書に表示されております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	98,444	-	-	98,444
合計	98,444	-	-	98,444
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	12,434
	合計	-	-	-	-	-	12,434

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	295,332	3,000	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	295,332	3,000	平成24年3月31日	平成24年6月25日

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1,3	98,444	8	2,000	96,452
合計	98,444	8	2,000	96,452
自己株式				
普通株式 (注)2,3	-	2,000	2,000	-
合計	-	2,000	2,000	-

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数増加8株は、新株予約権の権利行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数増加2,000株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。
3. 普通株式の発行済株式の株式数減少2,000株及び自己株式の株式数減少2,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	25,202
	合計	-	-	-	-	-	25,202

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	295,332	3,000	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	289,356	3,000	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金及び預金勘定	5,209,668千円	5,119,686千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,400,000	3,400,000
現金及び現金同等物	1,809,668	1,719,686

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、研究開発事業における臨床試験設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入は行っておりませんが、網膜色素変性症治療薬開発のため、科学技術振興機構から開発資金の支援を受けております。また、当社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、受託製造サービス事業において生ずる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建金融資産保有・運用マニュアルに従い、外貨建ての金融資産について、一定の保有基準を設けること等により、市場リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、全てSPI社のA種普通株式であり、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、研究開発投資のための資金調達を目的とした無利息の借入であり、返済期日は未確定となっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,209,668	5,209,668	-
(2) 売掛金	469,195	469,195	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,521,695	1,521,695	-
資産計	7,200,560	7,200,560	-
(1) 買掛金	124,009	124,009	-
(2) 未払金	242,406	242,406	-
(3) 未払法人税等	158,238	158,238	-
負債計	524,655	524,655	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,119,686	5,119,686	-
(2) 売掛金	1,157,801	1,157,801	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,528,583	1,528,583	-
資産計	7,806,071	7,806,071	-
(1) 買掛金	252,442	252,442	-
(2) 未払金	379,681	379,681	-
(3) 未払法人税等	104,561	104,561	-
負債計	737,685	737,685	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、その他有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金	246,861

これについては、独立行政法人科学技術振興機構からの長期借入金であり、返済期日が未確定のため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	5,209,668	-	-	-
(2) 売掛金	469,195	-	-	-
合計	5,678,864	-	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	5,119,686	-	-	-
(2) 売掛金	1,157,801	-	-	-
合計	6,277,487	-	-	-

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)
その他有価証券
前事業年度(平成24年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	1,521,695	55,486	1,466,209
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,521,695	55,486	1,466,209
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,521,695	55,486	1,466,209

当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	1,528,583	55,486	1,473,097
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,528,583	55,486	1,473,097
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,528,583	55,486	1,473,097

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度として、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

中小企業退職金共済制度は確定拠出型年金制度であるため、当社の退職給付債務はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
退職給付費用(千円)	19,756	21,817
勤務費用(千円)	19,756	21,817

中小企業退職金共済制度に対する掛金拠出額を退職給付費用としております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	12,434	12,897

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成16年 6月25日 定時株主総会		平成18年 2月17日 臨時株主総会	平成18年 6月29日 定時株主総会
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 6名、従業員 34名、パートタイム勤務者15名	当社役員 4名、当社従業員 2名	当社役員 2名、従業員 4名	当社役員 3名、従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 220株	普通株式 156株	普通株式 1,648株	普通株式 268株
付与日	平成16年 7月 1日	平成16年 7月 1日	平成18年 2月20日	平成18年 7月 1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又はパートタイム勤務者であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員若しくはパートタイム勤務者は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。	権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。	権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後 1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。	権利行使時においても、当社の取締役若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成18年 6月25日 (若しくは株式新規公開のいずれか遅い方の日) 至 平成26年 6月25日	自 平成18年 6月25日 至 平成26年 6月25日	自 平成20年 2月17日 至 平成28年 2月16日	自 平成20年 6月29日 至 平成28年 6月28日

決議年月日	平成23年6月24日 定時株主総会		平成24年7月19日 取締役会	平成24年6月22日 定時株主総会
	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員2名	当社従業員9名	当社役員2名	当社従業員17名
株式の種類及び付与数	普通株式 200株	普通株式 50株	普通株式 200株	普通株式 95株
付与日	平成23年8月10日	平成23年8月10日	平成24年8月10日	平成24年8月10日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。また、1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。また、1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。また、1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職の場合は、地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。また、1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
対象勤務期間	該当事項はありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自平成23年8月11日 至平成53年8月10日	自平成23年8月11日 至平成28年8月10日	自平成24年8月11日 至平成54年8月10日	自平成24年8月11日 至平成29年8月10日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成16年6月25日 定時株主総会		平成18年2月17日 臨時株主総会	平成18年6月29日 定時株主総会
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前				
前事業年度末（株）	-	-	-	-
付与（株）	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-
権利確定（株）	-	-	-	-
未確定残（株）	-	-	-	-
権利確定後				
前事業年度末（株）	32	40	826	24
権利確定（株）	-	-	-	-
権利行使（株）	-	-	-	-
失効（株）	8	-	-	-
未行使残（株）	24	40	826	24

決議年月日	平成23年6月24日 定時株主総会		平成24年7月19日 取締役会	平成24年6月22日 定時株主総会
	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前				
前事業年度末（株）	-	42	-	-
付与（株）	-	-	200	95
失効（株）	-	-	-	-
権利確定（株）	-	15	200	16
未確定残（株）	-	27	-	79
権利確定後				
前事業年度末（株）	200	8	-	-
権利確定（株）	-	15	200	16
権利行使（株）	-	4	-	4
失効（株）	-	-	-	-
未行使残（株）	200	19	200	12

単価情報

決議年月日	平成16年6月25日 定時株主総会		平成18年2月17日 臨時株主総会	平成18年6月29日 定時株主総会
	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	131,500	131,500	295,000	295,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

決議年月日	平成23年6月24日 定時株主総会		平成24年7月19日 取締役会	平成24年6月22日 定時株主総会
	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	199,950	-	156,800
付与日における公正な評価単価(円)	51,827	70,932	44,779	61,130

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第1回～第4回新株予約権)

ストック・オプションの付与日時点において、当社は株式を証券取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法によっております。

(第5回～第6回新株予約権)

ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
株価変動性(注1)	85.0%	85.0%
予想残存期間(注2)	12.0年	3.5年
予想配当(注3)	3,000円/株	3,000円/株
無リスク利率(注4)	1.3%	0.2%

(注) 1. 3年間(平成20年4月から平成23年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、第5回新株予約権については退職までの予想残存期間、第6回新株予約権については最後に到来する権利行使の中間点を予想満期日として、評価基準日から予想満期日までの期間を見積もっております。

3. 平成23年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(第7回～第8回新株予約権)

ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
株価変動性(注1)	75.6%	51.9%
予想残存期間(注2)	10.9年	3.5年
予想配当(注3)	3,000円/株	3,000円/株
無リスク利率(注4)	0.89%	0.1%

(注) 1. 第7回については4年間(平成20年4月から平成24年8月まで)、第8回については3年間(平成21年2月から平成24年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、第7回新株予約権については退職までの予想残存期間、第8回新株予約権については最後に到来する権利行使の中間点を予想満期日として、評価基準日から予想満期日までの期間を見積もっております。

3. 平成24年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 9,062千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
(1)流動資産		
未払事業税	15,754千円	14,472千円
未払費用	14,760	20,349
資産除去債務	18,873	-
その他	672	3,871
計	50,061	38,693
(2)固定資産		
研究開発費否認	30,786	81,135
資産除去債務	7,592	10,723
長期未払金	10,430	10,430
減損損失	10,257	-
その他	4,465	8,985
小計	63,531	111,274
評価性引当額	14,119	17,306
繰延税金負債(固定)との相殺	49,412	93,967
計	-	-
繰延税金資産合計	50,061	38,693
繰延税金負債		
固定負債		
その他有価証券評価差額金	521,824	524,275
その他	4,765	7,244
繰延税金資産(固定)との相殺	49,412	93,967
繰延税金負債合計	477,177	437,552

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.6%	38.0%
(調整)		
研究開発費税額控除	9.1	8.6
留保金課税	0.2	-
評価性引当額の増減	0.3	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.0	-
過年度法人税等	-	5.7
その他	0.5	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.5%	36.5%

(持分法損益等)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

東京本社、三田工場及び神戸研究所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年から27年と見積り、割引率は使用見込み期間に対応した国債金利の

1.309%から2.266%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	70,600千円	71,052千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	8,227
時の経過による調整額	451	569
資産除去債務の履行による減少額	-	49,720
期末残高	71,052	30,129

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は医薬品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	レスキュラ®点眼液	AMITIZA®カプセル	医薬品の研究開発 支援サービス	合計
外部顧客への売上高	1,943,721	2,026,393	83,005	4,053,120

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

	日本	米国	欧州	その他	合計
外部顧客への売上高	1,768,404	2,020,564	260,361	3,789	4,053,120

(注) 売上高は製品等の納品先を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業部門名
参天製薬株式会社	1,692,251	レスキュラ®点眼液
武田薬品工業株式会社	2,018,393	AMITIZA®カプセル

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	レスキュラ®点眼液	AMITIZA®カプセル	医薬品の研究開発 支援サービス	合計
外部顧客への売上高	1,811,865	2,592,459	148,316	4,552,641

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

	日本	米国	欧州	その他	合計
外部顧客への売上高	1,620,278	2,866,426	61,112	4,824	4,552,641

（注）売上高は製品等の納品先を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業部門名
参天製薬株式会社	1,342,355	レスキュラ®点眼液
武田薬品工業株式会社	2,327,735	AMITIZA®カプセル
Sucampo AG	790,522	レスキュラ®点眼液、AMITIZA®カプセルおよび医薬品の研究開発支援サービス

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Pharma Americas, Inc. (注1)	米国メ リーラ ンド州	1USD	医薬品の研 究開発及び 販売	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	2,171	前受金	18,374
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo Pharma Europe, Ltd. (注1)	英国 オック ス フォード 州	17,942USD	医薬品の研 究開発	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	2,299	-	-
							製品の販売 (注7)	8,000	-	-
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	株式会社 スキャンポ ファーマ (注1)	大阪市 北区	299,000	医薬品の研 究開発	-	業務の委受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	76,152	売掛金	28,928
							不動産の賃貸		不動産賃貸料 の受領 (注4)	11,144
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有する 会社の 子会社	Sucampo, AG (注1)	スイス シュ ビーツ 州	942,433USD	医薬品の製 造及び研究 開発	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	2,381	売掛金	626
							ライセンスの 供与 (注6)	247,680	-	-
主要株主 (個人) 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有する 会社	上野製薬 株式会社 (注2)	大阪市 中央区	1,010,000	化学工業薬 品の製造	-	不動産の賃借	不動産の賃借 保証金 (注4)	-	保証金	21,072
							不動産賃借料 の支払 (注4)	112,479	前払費用	9,821
									未払金	9,384

上記の金額のうち、取引金額及び保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の主要株主である上野隆司氏・久能祐子氏が、議決権の95.0%を間接的に保有しております。
- (注2) 当社の主要株主である上野隆司氏の近親者が、議決権の52.1%を直接に、議決権の47.9%を間接に保有しております。
- (注3) 業務の受託に当たっては、一般の取引価格を参考に業務の内容を勘案の上、報酬額を決定しております。
- (注4) 不動産の賃借については、不動産鑑定評価による価格を参考に決定しております。
- (注5) CRO業務とは、医薬品の研究開発支援サービスのことを意味しております。
- (注6) ライセンスの供与は、ウノプロストンの日本、中国、台湾、韓国及び北米以外の地域における緑内障及び高眼圧症を含むあらゆる適応症について、独占的に開発、製造、商業化及び販売する権利を譲渡したものであり、譲渡価格は市場価格を勘案の上、決定しております。
- (注7) 製品の販売については、AMITIZA®カプセルの販売であり、販売価格は市場価格を勘案の上、決定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有す る会社 の子会社	Sucampo Pharma Americas, Inc. (注1)	米国メ リーラ ンド州	1USD	医薬品の研 究開発及び 販売	-	業務の受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	74,006	売掛金	11,244	
									前受金	64,006	
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有す る会社 の子会社	株式会社 スキャンポ ファーマ (注1)	大阪市 北区	299,000	医薬品の研 究開発	-	業務の委受託	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	13,197	売掛金	5,068	
						不動産の賃貸	不動産賃貸料 の受領 (注4)		4,634	-	-
主要株主 (個人) が議決権 の過半数 を所有す る会社 の子会社	Sucampo, AG (注1)	スイス シュ ビーツ 州	942,433USD	医薬品の製 造及び研究 開発	-	業務の委受託 及び医薬品の 製造販売	CRO業務の 受託 (注3) (注5)	61,112	売掛金	31,571	
							製品の販売 (注7)		683,839	売掛金	510,121
							ロイヤリティ の収入 (注6)			45,570	売掛金
							ライセンスの 購入 (注8)		59,570	無形 固定 資産	56,332
主要株主 (個人) 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有する 会社	上野製薬 株式会社 (注2)	大阪市 中央区	1,010,000	化学工業薬 品の製造	-	不動産の賃借	不動産の賃借 保証金 (注4)	-	保証金	21,072	
							不動産賃借料 の支払 (注4)	67,288	前払費用	401	
									未払金	3,477	

上記の金額のうち、取引金額及び保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の主要株主である上野隆司氏・久能祐子氏が、議決権の66.0%を間接的に保有しております。
- (注2) 当社の主要株主である上野隆司氏の近親者が、議決権の100.0%を直接に保有しております。
- (注3) 業務の受託に当たっては、一般の取引価格を参考に業務の内容を勘案の上、報酬額を決定しております。
- (注4) 不動産の賃借については、不動産鑑定評価による価格を参考に決定しております。
- (注5) CRO業務とは、医薬品の研究開発支援サービスのことを意味しております。
- (注6) ロイヤリティの収入は、ウノプロストンの米国及びカナダにおける緑内障及び高眼圧症について、独占的に開発、製造、商業化及び販売する権利を譲渡したものであり、譲渡価格は市場価格を勘案の上、決定しております。
- (注7) 製品の販売については、レスキュラ®点眼液及びAMITIZA®カプセルの販売であり、販売価格は市場価格を勘案の上、決定しております。
- (注8) ライセンスの購入は、ルビプロストンの日本・アジア・オセアニア地域における独占的に製造・供給する権利を取得したものであり、取得価格は市場価格を勘案の上、決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
1株当たり純資産額	82,230円44銭	1株当たり純資産額	84,665円65銭
1株当たり当期純利益	6,910円50銭	1株当たり当期純利益	5,746円66銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	6,894円25銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5,716円21銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	680,296	561,943
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	680,296	561,943
普通株式の期中平均株式数(株)	98,444	97,786
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株)	232	521
(うち新株予約権(株))	(232)	(521)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の数16個)、第2回新株予約権(新株予約権の数20個)、第3回新株予約権(新株予約権の数413個)、第4回新株予約権(新株予約権の数12個)	第1回新株予約権(新株予約権の数12個)、第2回新株予約権(新株予約権の数20個)、第3回新株予約権(新株予約権の数413個)、第4回新株予約権(新株予約権の数12個)

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年7月1日付で株式分割及び単元株制度の採用を決議致しました。

1 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社は、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式の売買単위를100株とするため、株式分割を実施するとともに単元株制度を採用致します。

また、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式分割及び単元株制度の採用により投資単위를2分の1と致しました。

2 株式分割の方法

平成25年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割致します。

3 単元株制度の採用

1 単元の株式の数を100株と致します。

4 効力発生日

平成25年7月1日を効力発生日と致します。

なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	411円15銭	423円33銭
1株当たり当期純利益金額	34円55銭	28円73銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	34円47銭	28円58銭

(当社従業員に対するストックオプション発行)

平成25年6月25日開催の第24回定時株主総会において、当社従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しました。

なお、ストックオプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (9) スtockオプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価証券	Sucampo Pharmaceuticals, Inc.	2,485,150	1,528,583
計			2,485,150	1,528,583

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	509,198	35,209	86,924	457,483	207,670	19,791	249,812
構築物	32,932	-	-	32,932	32,444	94	488
機械及び装置	659,179	4,185	4,288	659,076	582,367	37,108	76,709
工具、器具及び備品	698,969	25,557	67,605	656,921	598,626	33,816	58,295
リース資産	18,606	13,550	3,486	28,670	13,458	3,930	15,211
建設仮勘定	-	1,785	1,785	-	-	-	-
有形固定資産計	1,918,886	80,287	164,089	1,835,084	1,434,566	94,742	400,518
無形固定資産							
商標権	223,000	-	-	223,000	174,683	22,300	48,316
ソフトウェア	67,829	7,430	11,714	63,545	51,004	9,524	12,541
その他	374	59,570	-	59,944	3,237	3,237	56,707
無形固定資産計	291,204	67,000	11,714	346,489	228,924	35,061	117,565

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物	神戸研究所 拡充工事	10,927千円
		三田工場 改修工事	14,234千円
工具、器具及び備品	神戸研究所 実験設備	5,657千円
		三田工場 医薬品製造備品	2,111千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	246,861	-	-
合計	-	246,861	-	-

(注) 1. 長期借入金のうち、独立行政法人科学技術振興機構からの借入金(当期末残高246,861千円)は無利息であります。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。なお、独立行政法人科学技術振興機構からの借入金については、返済期日が未確定となっております。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
当座預金	5,939
普通預金	1,712,221
定期預金	3,400,000
別段預金	1,525
合計	5,119,686

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Sucampo AG.	587,263
武田薬品工業株式会社	385,625
参天製薬株式会社	168,599
Sucampo Pharma Americas, Inc.	11,244
株式会社スキャンポファーマ	5,068
合計	1,157,801

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
469,195	4,599,402	3,910,796	1,157,801	77.2	64.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c たな卸資産

区分	製品(千円)	仕掛品(千円)	原材料及び貯蔵品(千円)
レスキュラ®点眼液	61,981	129,954	62,116
AMITIZA®カプセル	-	811,239	171,801
医薬品の研究開発支援サービス	-	42,513	-
その他	-	-	2,778
計	61,981	983,708	236,696

負債の部
買掛金

相手先	金額(千円)
Catalent Pharma Solutions, LLC	205,110
キャタレントジャパン株式会社	22,592
日東メディック株式会社	17,937
その他	6,803
計	252,442

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	739,244	1,833,027	3,038,711	4,552,641
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	4,334	302,174	519,960	885,470
四半期(当期)純利益金額(千円)	5,048	210,998	350,628	561,943
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	51.28	2,143.34	3,569.68	5,746.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	51.28	2,092.06	1,427.92	2,190.97

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	<p>当社の公告の方法は、電子公告により行います。ただし、電子公告を行うことができない事故その他止むを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> <p>なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次の通りであります。 http://www.rtechueno.com/investor/ir_info.html</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第23期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第23期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第24期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出。

第24期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出。

第24期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成24年11月1日 至平成24年11月30日） 平成24年12月5日関東財務局長に提出

報告期間（自平成24年12月1日 至平成24年12月31日） 平成25年1月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社 アールテック・ウエノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
公認会計士 飯野 健一
業務執行社員

指定有限責任社員
公認会計士 山野辺 純一
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アールテック・ウエノの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アールテック・ウエノの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、株式分割及び単元株制度の採用を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アールテック・ウエノの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アールテック・ウエノが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。